

令和 5 年度輸出先国・地域における規制等への対応の強化委託事業

概要レポート(第 5 回) : 欧州における有機食品規制



Eurovision & Associates

2024 年 12 月

目次

1	はじめに	1
2	EU 域外製有機食品の EU 域内への輸出	1
2.1	EU が認証した第三国の要件を満たした食品（同等性の利用）	1
2.2	EU が認証した承認機関・団体による有機認定	2
3	有機食品の製造において使用される食品や物質に関する認可	3
4	ラベル表示について	4
5	各種証明書関連の改正動向	4
5.1	事業者の EU 有機規則遵守に関する証明書	4
5.2	検査証明書に関する規定	5
5.3	国境検査の対象外となる食品	5
5.4	その他事業者の証明書の管理について	5
6	その他の有機食品に関する関連規則（参考）	6
7	結びに代えて	6

1 はじめに

2022年1月から適用されている有機食品に関する新枠組み規則（EU）2018/848（以下、新枠組み規則）は、有機食品の製造基準や認証システムなどの管理規則、同食品の貿易規則に関して規定したものである。同規則は、EU域内外の事業者が統一された条件下で、EU域内での公平な競争を行うために定められた。新枠組み規則により、有機食品に関する旧枠組み規則（EC）834/2007（以下、旧枠組み規則）が廃止されたことで、旧枠組み規則を根拠に規定された関連規則も、新枠組み規則に沿ったものに改正、再規定されることとなった。本レポートは、こうした複雑なEUに対する有機食品の輸出に関する最新規定の取りまとめたものである。なお、内容的には、日本貿易振興機構（JETRO）が2018年に発表、2021年に改訂した「[欧州における有機食品規制調査](#)」を、その後の最新動向を踏まえて更新したものである。

2 EU域外製有機食品のEU域内への輸出

EU域外からEU域内に有機食品を輸出するに当たって、主に以下三つの方法がある。そのうち以下1.と2.については、有機食品に関する旧枠組み規則の第33条が、①EUの有機基準と同等であると認証した第三国リストへの掲載（いわゆる有機同等性）に加え、②EU加盟国もしくはEUが承認した認証機関による有機食品認証権限付与について定めており、これらが、新枠組み規則にも引き継がれているものである。この二つに加えて、新枠組み規則では、貿易協定を結んでいる特定の第三国（スイス、イギリス、チリ）に対して、EUへの有機食品の輸出を許可している¹。日本食品に限定して言えば、以下の1.と2.の下で、日本食品をEUに輸出することができる。2024年11月時点で以下3つの条件に関する変更はない。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. EUが認証した第三国の要件を満たした食品（同等性の利用）2. EUが認証した管轄当局による承認を受けた製品3. 貿易協定を結んでいる特定の第三国からの輸入（スイス、イギリス、チリのみ適用） |
|---|

2.1 EUが認証した第三国の要件を満たした食品（同等性の利用）

EUが認証した第三国のリストに関しては、規則（EU）1235/2008にて記載されていたが、同規則は、2021年12月に廃止された。同規則と置き換わる形で、2022年1月より実施規則（EU）2021/2325が適用されている。これら二つの規則にて記載されているEUが承認した第三国リストに記載されている内容は以下の通り。

第三国リストの記載項目
<ul style="list-style-type: none">• 対象食品カテゴリー（日本は、未加工の植物食品と食用目的の加工農産物が該当）• EU基準と同等とみなされた第三国の食品規格（日本の場合「有機JAS」規格が該当）• 管轄当局（日本の場合農林水産省が該当）• 管理団体

日本の場合、「有機JAS」がEUの定める有機食品の基準と同等であるとみなされており、「有機JAS」を取得した食品が新枠組み規則と関連する規則を満たしている場合、EU域内へ輸出することができる²。同リストに記載されている管理団体は、「有機JAS」認証を実施している多くの団体である。規則（EU）1235/2008と実施規則（EU）2021/2325では、管理団体の登録数に違いがある。規則（EU）1235/2008では、37団体が登録

¹ https://www.ble.de/SharedDocs/Downloads/DE/Landwirtschaft/Oekologischer-Landbau/Importing_en.pdf?__blob=publicationFile&v=3

² https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2018/7bcbe706058911cc/201803rp_202110.pdf

されているのに対して、実施規則（EU）2021/2325 では 36 団体が登録されている。実施規則（EU）2021/2335 で定められている第三国リストは、2026 年 12 月 31 日まで有効である。

規則（EU）1235/2008 で登録されているが、実施規則（EU）2021/2325 で登録されていない団体
<ul style="list-style-type: none"> • 有限会社 OCIA ジャパン • 一般社団法人民間稲作研究所認証センター • 一般財団法人日本穀物検定協会
実施規則（EU）2021/2325 で登録されているが規則（EU）1235/2008 で登録されていない団体
<ul style="list-style-type: none"> • 公益財団法人日本食品油脂検査協会 • みやざき有機農業協会

2.2 EU が認証した承認機関・団体による有機認定

同等性の利用とは別に、欧州委員会が実施する審査を通過した認証機関より有機認証を受けた食品は、EU 域内に有機食品として輸出することができる。日本産の食品の場合、「有機 JAS」の対象外の品目が、この認証を受けた場合、EU 域内に対象食品を輸出することができる。

上述の実施規則（EU）2021/2325 に記載されている認証機関のリストは、2024 年 12 月 31 日まで定められており³、2025 年 1 月 1 日以降は、実施規則（EU）2021/1378 に記載されている認証機関のリストによって引き継がれた⁴。同実施規則に記載されているリストは、実施規則（EU）2024/2140 によって 2024 年に改正されたが⁵、この改正による日本食品への影響は無い。以下表は、実施規則（EU）2021/1378 に記載されている日本食品に対応可能な認証機関と対象食品の最新リストである。加えて、欧州委員会は、2024 年中に、認証機関のリストの一部更新を目指しており、フランスの Ecocert SAS の日本食品の対象品目が植物・植物食品のみとなる可能性がある⁶。

日本製の食品の対応可能な認証機関	国名	対象食品
<u>Control Union Certification</u>	オランダ	<ul style="list-style-type: none"> • 動物、もしくは非加工動物性食品 (Live animals or unprocessed animal products) • 非加工養殖食品と海藻類 (Unprocessed aquaculture products and algae) • 飼料用として使用される加工農産品 (Processed agricultural products for use as feed) • ワイン • その他リストに定義されている食品以外の作物
<u>Ecocert SAS</u>	フランス	<ul style="list-style-type: none"> • 動物、もしくは非加工動物性食品 (Live animals or unprocessed animal products)

³ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02021R2325-20240104>

⁴ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02021R1378-20240810>

⁵ https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L_202402140

⁶ https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/14315-Organic-imports-list-of-recognised-control-authorities-and-control-bodies-third-amendment_en

		<ul style="list-style-type: none"> • 食用の加工農産品 (Processed agricultural products for use as food) • 栽培用の栄養繁殖材料および種子 (Vegetative propagating material and seeds for cultivation) *2025 年からは適用外 • ワイン • その他リストに定義されている食品以外の作物
Istituto Certificazione Etica e Ambientale	イタリア	<ul style="list-style-type: none"> • 食用として使用される加工農産品 (Processed agricultural products for use as food)
Kiwa BCS Öko-Garantie GmbH	ドイツ	
日本オーガニック&ナチュラルフーズ協会	日本	<ul style="list-style-type: none"> • 飼料用として使用される加工農産品 (Processed agricultural products for use as feed) • 食用として使用される加工農産品 (Processed agricultural products for use as food)
Organic crop improvement association	米国	<ul style="list-style-type: none"> • 動物、もしくは非加工動物性食品 (Live animals or unprocessed animal products) • 食用として使用される加工農産品 (Processed agricultural products for use as food)

3 有機食品の製造において使用される食品や物質に関する認可

新枠組み規則の第 24 条では、欧州委員会に対して、特定物質を有機製品の製造にあたって使用することを許可し、それらの物質のリストや承認手順を規定する実施規則の制定権限を与えている。これを根拠に、実施規則 (EU) 2021/1165 が 2021 年に発効した。同実施規則は、有機製品製造に使用される非有機材料のリストに代表される使用可能な特定物質のリストを 2022 年 1 月 1 日から適用する予定であった。しかし、生産施設に使用される洗浄や感染防止に使用される食品の使用可能リスト (規則 (EC) 889/2008 付属文書 VII) については、2025 年 12 月 31 日まで使用期間が延長された⁷。

また、同規則では、規則 (EC) 889/2008 の付属文書 IX に記載されている有機製品製造向けの非有機材料リストに記載されている製品の 2023 年 12 月 31 日までの使用を許可している。加えて、新枠組み規則の第 25 条第 1 項では、各加盟国の管轄当局に対して、非有機材料の使用を暫定的に認めている⁹。これを根拠に、各 EU 加盟国の管轄当局が承認した場合に限り、規則 (EC) 889/2008 の付属文書 IX に記載されていない非有機製品を、有機食品の生産に使用することができる¹⁰。これにより、2024 年以降も、非有機材料の使用に関しては、上述の規則 (EC) 889/2008 の非有機材料リストの法的効力失効後にも、各 EU 加盟国の管轄当局

⁷ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02021R1165-20231115>

⁸ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02008R0889-20210101>

⁹ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02018R0848-20241201>

¹⁰ https://agriculture.ec.europa.eu/system/files/2023-11/organic-rules-faqs_en.pdf

による承認を得ることができれば、申請した非有機材料を継続使用することができる。実際に、ドイツの連邦農業食料局（BLE）は、事業者が、同局に対して非有機製品の代替品を見つける努力と十分な有機原料が入手できないことを証明した場合、この暫定措置を承認している¹¹。また、アイルランドでは、この認可を同国の農業・食品・海洋省が担当しているという¹²。他国も当局が暫定的な例外を認めているためか、2025年1月時点で、輸出が出来なくなっている状況にあるという事実は今のところ確認されていない。

4 ラベル表示について

新枠組み規則では有機食品のラベルに関する規制を定めている¹³。同規則は、2020年に発効した委任規則（EU）2021/642によって改正された。この改正内容は、2022年1月1日から適用されている。本改正によって追加された内容は以下の通りである¹⁴。同変更内容は主に、飼料に関する内容であり、その他の有機食品に適用されるものではない。尚、EUの有機ロゴマークに関して、第三国からEU域内へ輸入される食品に対してEUの有機ロゴマークの記載は、任意であり、これは、2024年時点での変更はない。

委任規則（EU）2021/642による追加内容
<ul style="list-style-type: none"> ● 混合飼料（Compound Feed）の情報明記（乾燥状態での総重量における有機飼料材、非有機飼料材、それ以外の飼料、農産物由来の割合をパーセンテージで表示） ● 有機飼料材、もしくは有機移行飼料材の名称 ● 対象の飼料が有機食品向けであることの明記 ● 特定の飼料植物種子の混合物に対しての含有物質の種類と量の明記に加えて、「この混合物の使用は、有機生産および有機食品の表示に関する規則（EU）2018/848の附属書IIの1.8.5項に準拠して、この混合物の使用を認可した所轄官庁の認可の範囲内および加盟国の領域内でのみ許可される。」という文言を記載。

5 各種証明書関連の改正動向

5.1 事業者のEU有機規則遵守に関する証明書

新枠組み規則第34条から第35条では、EU域内で有機食品の販売事業者、生産者、輸送事業者は、入域するEU加盟国の管轄当局に対して、事前に各事業者に関する情報を提出し、その情報をもとに、管轄当局は、該当する事業者に対して、有機食品に関するEU規則の遵守証明書を発行することとされている¹⁵。これらの一連の手続きはTRACESと呼ばれる貿易に関する書類提出のオンラインプラットフォーム上で実施される。新枠組み規則の付属資料VIでは、規則遵守に関する証明書の申請に必要な情報が記載されている。同情報は、2021年5月に発効した委任規則（EU）2021/1006による改正により、従来から記載されていた食品の特徴や種類に加えて、必要に応じて、新たに以下にある情報が記載されることとなった（証明書ではPART IIに該当）¹⁶。同付属資料に記載されている情報をもとに、同年9月に発効した実施規則（EU）2021/1378では、第三国の事業者の新枠組み規則遵守を保証する証明書のフォーマットが制定された¹⁷。さらに、同証明書は、2022年11月に

¹¹ https://www.ble.de/DE/Themen/Landwirtschaft/Oekologischer-Landbau/Genehmigung-konventioneller-Zutaten/genehmigung-konventioneller-zutaten_node.html

¹² <https://www.irishstatutebook.ie/eli/2022/si/494/made/en/pdf>

¹³ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02018R0848-20201114>

¹⁴ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32021R0642>

¹⁵ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02018R0848-20230221>

¹⁶ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32021R1006>

¹⁷ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32021R1378>

発効した委任規則 2023/207 の電子封の使用規定¹⁸に合わせて、同証明書のひな形にも電子封 (Electronic Seal) 欄が新たに設けられた¹⁹。

実施規則 (EU) 2021/1378 による追加情報

- 面積 (単位: ヘクタール)
- 重量あたりの数量
- 対象事業者が担当する業務の内容
- 下請け業者の情報とその実施業務内容

5.2 検査証明書に関する規定

有機食品の検査証明書に関する規則 (EU) 1235/2008 は、委任規則 (EU) 2021/2306 第 12 条によって廃止されたが、2022 年 1 月 1 日以前に発行もしくは保留中の検査証明書および、2022 年 1 月 1 日以前に、輸入貨車から荷下ろしされた保留中の検査証明書に対しては引き続き規則 (EU) 1235/2008 が適用されている。委任規則 (EU) 2021/2306 第 3 条と第 4 条では、第三国の管理当局もしくは管理団体は、都度、検査証明書を対象品が EU に向けて出荷される前に作成し、TRACES を通して国境管理所に提出することが義務付けられている。この検査証明書は、対象のトレーサビリティや、食品の数量、その他必要な書類、EU が認証した管理団体が承認した事業者によって該当食品が生産されたことを保証するものである²⁰。検査証明書のひな形は委任規則 (EU) 2021/2306 にて確認可能である²¹。検査証明書の提出するタイミングについては、実施規則 (EU) 2021/2307 第 3 条にて、対象の貨物が、国境管理所に到着するまでと定められている²²。

5.3 国境検査の対象外となる食品

委任規則 (EU) 2021/2305 第 3 条では、有機食品の輸入、特にリスクの低い食品には国境検査の対象外となることを規定している。欧州委員会はリスクの低い食品の特定にあたり、規則 (EU) 2017/625 第 47 条第 1 項に記載のある食品以外を対象としている²³。同項に記載されている食品は以下の通り。本規則は、有機基準を満たす食品が国境検問所で不必要な遅延や検査実施を避けることを目的としている。

- 動物
- 動物由来食品、生殖細胞、動物由来副産物
- 植物、植物食品
- 一時的な検査強化が課されている第三国製の食品
- 緊急措置を要する食品
- EU への入域の際に、特定の措置を要する食品

5.4 その他事業者の証明書の管理について

2022 年には、有機食品に関する規則を遵守している食品とそうでない食品の区別、有機食品の製造・栽培に使用が許可されている物質とそうでない物質の区別²⁴、有機食品の在庫流動や上市までに関わった事業者のトレーサ

¹⁸ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32023R0207>

¹⁹ https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L_202402140

²⁰ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32021R2306>

²¹ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02021R2306-20220701>

²² <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02021R2307-20220701>

²³ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32017R0625>

²⁴ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32021R0771>

ビリティの確保²⁵を保証することを目的とした管轄当局による検査（抜き打ち検査を含む）を実施する場合に備えて、事業者は関連情報をすべて保管することが、委任規則（EU）2021/2119 によって義務付けられた²⁶。

6 その他の有機食品に関する関連規則（参考）

以下は、特定の有機食品を除き、有機食品全般を対象とする関連規則の概要である。

委任規則（EU）2021/1697 ²⁷	EU 域外の有機生産を監督する管理当局および機関を認定するための基準を定めている。また、これらの機関が報告およびコンプライアンス基準を満たさない場合、欧州委員会は、対象の管理当局の認定取り消しができると規定している。
委任規則（EU）2021/1698 ²⁸	管理当局・団体の認定基準を補足し、報告書の提出や監査の実施などの要件を含む監督手順を定めている。また、管理当局・団体の欧州委員会による認証プロセスや管理方法、水産養殖に関する特定の規則に関するこれらの管理当局・団体による検査内容についても規定している。他にも、不適合問題の対処方法についても取り上げており、出荷品の追跡や非有機食品の使用に関する例外的な認定などが規定されている。
委任規則（EU）2021/1342 ²⁹	同等性の原則に焦点を当て、第三国の有機農業の実施やこれらの食品の EU への輸出、第三国の有機認証システムの実施状況や変更点など、同規則で定められた情報の欧州委員会への定期的な提出義務を規定している。
規則（EU）2020/1694 ³⁰	特定の有機生産の際に、使用される有機飼料に関する緩和措置や非有機飼料の例外的な使用の許可日の延長を規定。
委任規則（EU）2021/1691 ³¹	生産工程のトレーサビリティ保護の観点から、有機食品に使用される材料（例外的に使用が許可されている物質を含む）の使用日、使用数量、食品名、食品の特徴、などに代表されるトレーサビリティを保つ上で必要な情報を文書にして保管することを規定
委任規則（EU）2020/2146 ³²	環境災害、悪天候、動物伝染病などによって影響を受けた有機農家に対して、非有機材料など有機食品の生産に使用できない材料の使用を例外的に許可

7 結びに代えて

EU の有機食品に関する規則は、新たな制定、廃止や改正などを繰り返しており、非常に複雑化している。これらの規則は、以下の枠組み規則一覧表に見られる通り、細部にまで注意が払われた体系的な内容となっている。こう

²⁵ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02018R0848-20230221>

²⁶ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02021R2119-20221118>

²⁷ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32021R1697>

²⁸ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32021R1698>

²⁹ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32021R1342>

³⁰ https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?toc=OJ%3AL%3A2020%3A381%3ATOC&uri=uriserv%3A0J.L_.2020.381.01.0004.01.ENG

³¹ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32021R1691>

³² https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?toc=OJ%3AL%3A2020%3A428%3ATOC&uri=uriserv%3A0J.L_.2020.428.01.0005.01.ENG

した傾向は、特に、ラベル表示に関する改正や証明書の記載内容の追加などにみられる。これにより、有機食品の信頼性は高まる一方で、事業者はより多くの情報の提出が課されることになる。EU の有機食品に関する規制は頻繁に改正されることと合わせ、事業者は自らの情報提供責任に留意し、引き続き関連動向には注意する必要がある。

【参考資料】EU の有機食品に関連する EU 規則の一覧（第三国に関係するもののみ記載）³³

	枠組み規則（EU）2018/848		
	生産に関する規則	管理に関する規則	貿易に関する規則
委任規則	<ul style="list-style-type: none"> • 2020/1794 種子や、植物の種子等繁殖材料に関する規則	<ul style="list-style-type: none"> • 2021/771 トレーサビリティと質量検査（Mass Balance）、有機事業者に関する規則	<ul style="list-style-type: none"> • 2021/1342 • 2021/1697 • 2021/1698 第三国の管理団体に関する規則
	<ul style="list-style-type: none"> • 2020/2146 • 2020/427（2021/269 によって改正） 有機食品の例外的な製造方法に関する規則	<ul style="list-style-type: none"> • 2021/715 有機事業者、社内管理システム（Internal Controls System）に関する規則	<ul style="list-style-type: none"> • 2021/2305 国境管理検査の実施免除される食品に関する条件
	<ul style="list-style-type: none"> • 2021/716 発芽した種子、チコリの頭、水産養殖の有機生産に関する規則	<ul style="list-style-type: none"> • 2021/1691 事業者による管理記録の保持に関する規則	<ul style="list-style-type: none"> • 2021/2306 検査証明書に関する規定
	<ul style="list-style-type: none"> • 2021/642 有機食品のラベルに関する規則	/	/
	<ul style="list-style-type: none"> • 2021/1691 枠組み規則（EU）2018/848 の付属資料 II（有機食品の生産方法）の改正		
	<ul style="list-style-type: none"> • 2022/474 有機食品の生産の際の、非有機植物の種子等繁殖材料や、有機転換食品の使用に関する規則		
実施規則	<ul style="list-style-type: none"> • 2020/464 • 2020/2042 有機農業への転換に関する規則	<ul style="list-style-type: none"> • 2021/279 有機食品に関連する規則の不遵守の疑いに対する調査実施、ラベル表示要件、有機事業者、社内管理システムに関する規則	<ul style="list-style-type: none"> • 2021/1378 EU が承認した管理機関のリストと証明書に関する規定
	<ul style="list-style-type: none"> • 2021/1165 有機食品の生産に必要な非有機材料などの特定の物質の使用許可に関する規則	<ul style="list-style-type: none"> • 2021/2119 証明書の発行に必要な情報などの管理に関する規則	<ul style="list-style-type: none"> • 2021/2307 EU への輸入に当たっての文書化や事前通知に関する規則
	<ul style="list-style-type: none"> • 2021/1693 枠組み規則（EU）2018/848 に記載されている期限日の変更に関する規則	/	<ul style="list-style-type: none"> • 2021/2325 EU が承認する第三国と有機認証機関に関する規則

以上

³³ https://www.allianceforproductquality.de/wp-content/uploads/220405_handbook_EN.pdf